

独立行政法人勤労者退職金共済機構契約監視委員会設置要綱

(平成 21 年 12 月 28 日)

改正 平成 22 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)の契約の点検、見直しを行うため、機構に独立行政法人勤労者退職金共済機構契約監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、監事及び外部有識者で構成する。

2 委員は、理事長が指名する。ただし、外部有識者は、厚生労働大臣の了解を得た上で、理事長が指名する。

3 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員会設置後初めて指名された委員については平成 22 年 3 月 31 日までとする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任任期とする。

5 委員は、再任されることができる。

(開催)

第 3 条 委員会は、監事が招集し、その議事を整理する。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり、委員会が開催できない場合には、委員への書類の回議をもって、委員会に代えることができる。

3 機構は、委員会の終了後速やかに、議事概要を公表する。

(審議案件及び審議事項)

第 4 条 委員会においては、次の各号に掲げる案件に応じ、当該各号に定める事項を審議する。

- 一 当該年度の前年度に締結した競争性のない随意契約による調達契約(当該年度の前年度末時点で継続している当該年度の前々年度以前に締結された複数年契約を含む。)

契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性

- 二 当該年度の前年度に締結した一者応札・応募となった調達契約（当該年度の前年度末時点で継続している当該年度の前々年度以前に締結された複数年契約を含む。） 競争性の確保の妥当性及び競争性の確保のための改善方策の妥当性
- 三 当該年度末までに契約締結が予定されている調達案件であって、前回の調達において競争性のない随意契約であったもの 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性
- 四 当該年度末までに契約締結が予定されている調達案件であって、前回の調達において一者応札・応募となったもの 競争性の確保のための改善方策の妥当性
- 五 当該年度末までに契約締結が予定されている調達案件（前二号に掲げるもの並びに前回の調達において競争性のない随意契約及び一者応札・応募となったものではないものを除く。） 契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性
- 六 その他必要な案件 その他必要な事項

（委員の除斥）

第5条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（秘密を守る義務）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第7条 委員会の庶務は、あらかじめ監事が指定する者が処理する。

附 則

この要綱は、平成21年12月28日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。